

ふくやま美術館基本構想策定業務委託仕様書

1 件名

ふくやま美術館基本構想策定業務委託

2 業務目的

ふくやま美術館は1988年（昭和63年）に広島県東部の広域圏（福山市・府中市・神石高原町）の文化施設として建設され、広域圏内の美術文化の振興を図ってきた。

しかしながら、開館から36年が経過し、設備の老朽化に伴う不具合や収蔵品の増加に伴う収蔵庫不足、展示環境の更新の必要性など、様々な課題に直面している。

また、博物館法の改正や社会情勢の変化により、美術館に求められる役割も増加しており、美術館のあり方や運営方針の見直しも必要となっている。

本業務では、ふくやま美術館の現状や課題を整理し、有識者や関係者の意見を踏まえ、ふくやま美術館が今後めざすべき姿、備えるべき施設の設備や機能などについて「ふくやま美術館基本構想」として取りまとめることを目的とする。

3 委託業務場所

福山市内

4 履行期間

契約締結日から2026年（令和8年）3月31日

5 業務内容

(1) 現状と課題の整理

入館者数の推移、展覧会の開催状況、貸館の使用率、収蔵庫の状況、設備などの老朽化の状況について分析し、美術館の現状、課題について整理する。

なお、入館者数の推移、展覧会の開催状況、貸館の使用率、設備の劣化状況調査結果については発注者から資料を提供するが、受注者は、必要に応じて収蔵庫の調査、関係団体への聞き取りを実施し、現状と課題の正確な把握に努める。

(2) 先進類似施設の事例報告

ふくやま美術館と、都市規模、条件等が類似した先進事例の内容について、3館程度参考事例として資料にまとめる。

(3) めざす姿とコンセプトの検討

大規模改修後のふくやま美術館の役割とあり方、収蔵品の見せ方や展示方法、文化ゾーンにおけるその他施設との連携方策など、大規模改修後のコンセプトや管理運営のあ

り方等をめざす姿としてまとめる。

(4) 基本構想策定委員会の運営支援

基本構想策定にあたり、設置を予定している「ふくやま美術館基本構想策定委員会」の会議開催（年4回程度）にあたり、委員会資料の作成及び委員会への参加、議事録作成を行う。なお、委員会の開催場所の確保、委員との調整、委員への謝礼の支払いは発注者において行う。

(5) 大規模改修後の美術館の機能・規模・配置等の検討

大規模改修後の美術館が持つべき機能（展示室、収蔵庫の設備や性能を含む）、めざす姿を達成するための規模や諸室の配置などについてイメージ図を作成する。

(6) スケジュール等の提示

大規模改修までに必要な事項を整理し、スケジュールにまとめる。

(7) 基本構想の作成

(1)～(6)までの検討結果を「ふくやま美術館大規模改修基本構想」として取りまとめ、発注者に報告する。

6 業務実施体制

本業務の実施にあたり、業務の目的を十分に理解し、目的達成のために必要な知識・経験等を有する業務担当者を選任するとともに、必要に応じて文化芸術、建築分野の専門家からの支援を適宜受けられる体制を構築する。

7 成果品

受注者は、本業務完了後、遅滞なく、次の成果品を発注者に引き渡すこと。

- | | |
|-------------------|----|
| (1) ふくやま美術館基本構想 | 2部 |
| (2) 基本構想策定委員会会議資料 | 1式 |
| (3) 基本構想策定に係る検討資料 | 1式 |

※(1)～(3)のそれぞれについてデジタルデータがあるものについては、デジタルデータをCD-R又はDVD-Rに記録し、各1部提出すること。

8 秘密の保持

- (1) 受注者は、本件委託業務に関わるものに対し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57条）及び関係法令の趣旨及び内容の周知徹底を図ること。
- (2) 受注者は、業務上知り得た秘密について、本業務委託の履行以外の目的で、第三者に開示又は漏洩してはならない。また、本契約の解除及び期間満了後においても同様とする。
- (3) 市は、受注者及び要員の責任による個人情報の漏洩が生じた場合、受注者に対して適切な処置をとるよう求めることができる。

9 著作権等

- (1) 受注者は、成果物について第三者の著作権等の権利を侵害していないことを保証すること。
- (2) 本業務の成果物に係る著作権はすべて（著作権法第27条及び第28条に規定された権利も含む。）発注者に帰属する。なお、発注者が成果物の改変等を行う場合は、受注者と協議の上、行う。ただし、内容の趣旨等に影響を及ぼさない軽微な改変はこの限りではない。

10 受注者の責務

- (1) 受注者の責務において、市民・業務関係者等に対する安全対策に万全を期し、事故防止に関する必要な措置を講ずること。
- (2) 受注者は、常に善良なる管理者の注意をもって業務を遂行し、業務の進捗状況について確認の上適宜報告すること。
- (3) 関係法令等を遵守し、その適用及び運用は受注者の責任において適切に行うこと。
- (4) 受注者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約の解除及び期間満了後においても同様とする。

11 その他

受注者は、本仕様書に明記されていない事項及び業務内容に疑義が生じたときは速やかに発注者と協議し、指示を受けなければならない。